

お客様各位

消費税法改正に伴うご請求に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

すでにご存じのとおり、2019年10月1日より消費税法が改正され税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。これにより10月1日以降に発生する警備委託料金にかかる消費税を新税率の10%でご請求させていただく旨お知らせいたします。

ただし、現在契約中のAEDレンタル料金につきましては、契約開始日の税率を継続し契約満了までは現行の税率8%でご請求させていただきます。

何卒ご了承くださいますとともに、今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

2019年9月吉日

